

令和7年度

新型Jアラート設備

仕 様 書

勝山市消防本部

目 次

第1章	総則	
1. 1	目的	3
1. 2	物品名称	3
1. 3	物品内容	3
1. 4	納入場所	3
1. 5	納入期限	3
1. 6	諸法令の遵守	3
1. 7	業務の範囲	3
1. 8	検査	4
1. 9	変更	4
1. 10	仕様書の疑義	4
1. 11	技術説明	4
1. 12	特許権の使用責任	4
第2章	共通指定事項	
2. 1	機器の原則	4
2. 2	環境条件	4
2. 3	電氣的必要条件	4
2. 4	使用部材の条件	4
第3章	機能	
3. 1	情報種別	5
3. 2	出力処理	5
第4章	機器構成	
4. 1	基本構成	6
第5章	機器仕様	
5. 1	受信機（本契約にて更新）	6、7
5. 2	操作端末（本契約にて更新）	8
5. 3	回転灯（既設使用）	8
5. 4	プリンター（既設使用）	8
5. 5	収納ラック（既設使用）	8
第6章	据付調整仕様	
6. 1	概要	8
6. 2	仕様	8
第7章	提出図書	8

第1章 総則

1.1 目的

全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事情に関する情報の他、気象庁の発する気象関係情報等を受信し、受信データに応じて画面表示、回転灯、スピーカ及びプリンター等に可視、可聴表示を出力するものである。

現システムは平成30年度に更新して運用しているが、Jアラートは今後、地域単位で細分化して情報を配信できるようにするためのシステム更改を予定していることから、このシステム更改に対応できる設備へ更新するものである。

本仕様書は、現在、勝山市（以下「発注者」という。）が消防本部で運用しているJアラート設備の更新業務について定めるものである。

1.2 物品名称

本物品の名称は「令和7年度新型Jアラート設備」と称す。

1.3 物品内容

現在、発注者が運用中のJアラート設備の構成機器である受信機（無停電電源装置及びVPNルータ含む）、操作端末をJアラートのシステム更改に対応するために更新するものである。

また、更新完了後は、発注者が現在運用中の設備で不要となった設備機器を撤去（廃棄も含む）するものとする。

1.4 納入場所

納入場所	
福井県勝山市長山町2丁目2番7号	勝山市消防本部通信指令室

1.5 納入期限

令和8年2月27日までとする。

1.6 諸法令の遵守

請負者（以下「受注者」という。）は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法規等に準拠し、整備すること。

- (1) 電波法及び同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 電気設備に関する技術基準
- (4) 日本工業規格
- (5) 日本電機工業会標準規格
- (6) 全国瞬時警報システム仕様書（ソフトウェア仕様書含む。）（消防庁）
- (7) 全国瞬時警報システム業務規程（消防庁）
- (8) その他関係法令、条例、規則等

1.7 業務の範囲

次に掲げる事項を始め、本物品の納入までに必要な関係官庁等への諸手続き及び検収に至るまでの一切とする。また、これらに要する費用は全て契約金額に含むものとする。

- (1) 本仕様書に基づく設備の設計・製作
- (2) 製品の運搬、据付、試験調整

1. 8 検査

検査の内容及び方法等については、発注者と受注者が打ち合わせのうえ行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については、受注者において準備するものとする。

1. 9 変更

本仕様書について、変更を必要とするときは、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

1. 10 仕様書の疑義

本仕様書に疑義が生じたときは、発注者の指示を受けるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項でも当然具備しなければならないものについては、受注者の負担により行うものとする。

1. 11 技術説明

受注者は、必要に応じて、本設備の運用、保守に必要な説明資料を作成のうえ、発注者に対して必要な技術説明と運用説明を行うこと。

1. 12 特許権の使用責任

受注者は、機器の設計、製作にあたり特許、実用新案等の工業所有権における第三者に対する責任を負うものとする。

第2章 共通指定事項

2. 1 機器の原則

機器は、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように考慮して行うこと。

- (1) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (2) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
- (3) 清掃、点検、調整及び修繕が容易に行えるものであり、且つ、これに際しての危険のない構造のものであること。
- (4) 本システムの構築に当たっては、既設機器を最大限に活用すること。

2. 2 環境条件

屋内に設置する更新機器については、周囲温度 5℃～+40℃において性能規格を満足するものであり、相対湿度 20%～85%において支障なく動作するものであること。

2. 3 電氣的必要条件

電源電圧は、機器定格電圧の 10%の変動範囲内で正常に動作すること。

2. 4 使用部材の条件

更新する各機器に使用する部品、材料はすべて良品、新品を使用し、日本工業規格同等又は同等以上の性能を有すること。

第3章 機能

3.1 情報種別

本設備は、全国瞬時警報システム業務規程第4条第1項及び第2項に定める次の情報に対応すること。

- (1) 弾道ミサイル情報
- (2) 航空攻撃情報
- (3) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- (4) 大規模テロ情報
- (5) 前各号に規定する情報のほか、緊急に住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報
- (6) 緊急地震速報
- (7) 大津波警報
- (8) 津波警報
- (9) 噴火警報（居住地域）
- (10) 噴火速報
- (11) 気象等の特別警報
- (12) 東海地震予知情報
- (13) 東海地震注意情報
- (14) 震度速報
- (15) 津波注意報
- (16) 噴火警報（火口周辺）
- (17) 気象等の警報
- (18) 土砂災害警戒情報
- (19) 竜巻注意情報
- (20) 記録的短時間大雨情報
- (21) 指定河川洪水予報
- (22) 東海地震に関連する調査情報
- (23) 震源・震度に関する情報
- (24) 噴火予報
- (25) 気象等の注意報
- (26) システム又は機器の試験又は保守管理のために必要な情報
- (27) Jアラートを用いた訓練を実施するために必要な情報
- (28) 前各号に掲げるもののほか、消防庁国民保護運用室長が必要と認める情報

3.2 出力処理

受信情報データに応じて、Jアラート受信機への可視及び、既設の外部設置機器である表示装置、回転灯、スピーカー及びプリンター等へ出力すること。

第4章 機器構成

4.1 基本構成

No.	機器名	数量
1	受信機	1台
2	操作端末	1台
3	回転灯	既設使用
4	プリンター	既設使用
5	収納ラック	既設使用

第5章 機器仕様

5.1 受信機

(1) 概要

本装置は、勝山市消防本部通信指令室に設置し、既設アンテナから電波を受信し、受信データを解析する。

(2) 機能

専用受信機は、下記機能を有すること。

ア. 受信データの解析

受信情報を解析し、必要な情報をテキストベースで表示すること。但し、消防庁から送出される情報種別は最新のものとする。

イ. 地域フィルタリング

受信データの情報種別コード及び地域コードを解析した結果、情報の対象地域であった場合は、コンテンツ画面表示及び制御信号の送出を行うこと。

情報の対象地域外であった場合は、ログの蓄積のみを行うこと。

ウ. コンテンツ画面の表示

同一ネットワーク上のPCからインターネットブラウザを介して、解析結果の内容を閲覧できること。

エ. 制御信号の送出

該当する受信情報があった場合、自動起動装置に対して制御信号（100BASE-TX）を送出すること。なお、標準制御信号フォーマットは「Jアラート受信機ソフトウェア仕様書」によること。

オ. 回転灯の制御

該当する受信情報があった場合、既設の回転灯制御を行うこと。

(3) 仕様

ア. 衛星通信設備

(ア) 受信周波数	950 ～ 1450 MHz
(イ) アンテナ入力レベル	-75 ～ -25 dBm
(ウ) 入力インピーダンス	75Ω
(エ) 受信性能	7.5 dB Eb/N0 for 10 ⁻⁶ BER 以上
(オ) 通信方式	

- a. 変調方式 BPSK
 - b. 伝送速度 128 kbps
 - c. 誤り訂正 ビタビ復号 r=1/2
 - d. スクランブル方式 IDR/IESS-308
 - e. 衛星受信アンテナ給電 DC+11V または DC+15V
- (カ) チャンネルプリセット 2チャンネルの受信周波数が登録でき、受信信号の同期が外れた場合には、登録された別の周波数を自動的にサーチ・受信する機能を有する。
- イ. CPU クロック Intel Atom x6425E 2.00GHz (4 コア) 相当以上
 - ウ. メモリ 8GB 以上
 - エ. 外部インタフェース LAN、衛星データ受信インタフェース、接点出力、SPEAKER OUT、MIC IN
USB 2 ポート以上
 - オ. 運転条件 連続運転
 - カ. 外形寸法 幅 360mm×奥行 225mm×高さ 88mm 程度
(キーボード・マウス・ディスプレイを除く)
 - キ. 電源電圧 AC100V±10%・50/60Hz
 - ク. 消費電力 45W 以下(定格) 50W(最大)
 - ケ. ネットワーク 1000Base-T/100Base-TX に対応していること。
 - コ. 保存領域 12GByte 以上
 - サ. 音声出力 ヘッドホン出力端子を有していること。
 - シ. アラーム表示 Jアラート受信機ソフトウェアより制御できるアラーム表示(LED等)を有すること。
 - ス. デジタル I/O 8bit デジタル出力を有していること。
- (4) その他
消防庁が定める新型受信機の使用要件を満たすものであること。
- (5) 無停電電源装置
- ア. 概要 Jアラート受信機への電源供給が行えること。
 - イ. 停電保障時間 5分間以上
 - ウ. その他 自動シャットダウン・自動起動機能を有すること。
- (6) VPNルータ
- ア. 概要 Jアラート受信機、LGWAN、操作端末、回転灯等の通信を中継する。
 - イ. インターフェース LAN8 ポート以上

5. 2 操作端末

(1) 概要

Jアラート受信機の運用管理を行う。

(2) 端末形状

デスクトップ型またはノート型

(3) 仕様

OS : Microsoft Windows11 ブラウザ : Microsoft Edge の環境を有するもの

5. 3 回転灯 (既設使用)

5. 4 プリンター (既設使用)

5. 5 収納ラック (既設使用)

第6章 据付調整仕様

6. 1 概要

本業務は、本仕様書に記載の機器の据付、機器調整試験を行うものとする。なお、県庁ネットワークに接続する機器の IP アドレスは、既設踏襲とする。また、据付調整においては、電波法施行令 (平成 13 年政令第 245 号) 第 2 条第 3 項第 3 号に規定する第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者が実施すること。

6. 2 仕様

(1) 機器据付

機器の据付は、耐震を十分考慮し堅牢に行う。

(2) 調整試験等

ア. システムの性能を最大限に発揮させるよう、単体、対向調整及び総合試験を行う。

イ. 誤解を招く恐れのある内容 (地震情報他) の試験を実施する場合は、事前に各所に周知する必要があるため、試験の内容・日時を監督職員に提出し承認を受けること。

第7章 提出図書

受注者は、完成図書、取扱説明書を原則として A4 版の大きさで作成し、以下の部数を発注者に提出すること。なお、電子ファイルについては別途 CD-R 等の電子媒体 (ウイルス等のチェック済のもので、使用するソフトはワード、エクセル、パワーポイント、その他一般的なソフトとする。) に保存し提出すること。

(1) 完成図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

(2) 取扱説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

(3) 上記 (1)、(2) の電子ファイル・・・・・・・・・・1式